

中泊町
第5期 障がい福祉計画
第1期 障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)



平成30年3月

中 泊 町

ごあいさつ



町では「中泊町第3次障がい者計画」に基づき、「互いに尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら社会参加の出来る」まちづくりを目指して、障がいのある方々の支援のための施策に取り組んでおります。

障がいの有無に関わらず、地域に暮らす全ての人が個人として自立し、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、地域のつながりや支え合いづくりが重要と考えております。

今回、第4期障害福祉計画の計画期間終了にあたり、多様化する障害福祉へのニーズに対応するため、平成32年度を目標とした「中泊町第5期障がい福祉計画」及び「中泊町第1期障がい児福祉計画」を策定しました。この計画では、地域の中での具体的な方針を基に、当事者のみならず、行政や福祉関係団体、民間事業者、一般町民も障がいへの理解を深め、連携を図りながら対応できるよう努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりお力添えをいただきました多くの方々に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

中泊町長 濱 舘 豊 光

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

- 1 人口構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 障がいのある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～7
 - (1) 身体障がい者
 - (2) 知的障がい者
 - (3) 精神障がい者
 - (4) 難病等患者
 - (5) 発達障がい等

第3章 成果目標の設定

- 1 成果目標の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～11
 - (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援拠点の整備
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行
 - (5) 障がい児支援の提供体制の整備

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

- 1 障がい福祉サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～19
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
 - (5) 障がい児通所支援サービス等

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (1) 連携体制の構築

(2) つがる西北五広域連合地域自立支援協議会との連携	
(3) 制度の周知	
2 計画の進行管理	29

付属資料

- ・ 参考資料 1 中泊町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱
- ・ 参考資料 2 中泊町地域福祉施策推進協議会設置要綱
- ・ 参考資料 3 中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会名簿（中泊町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会名簿）

「障害」と「障がい」との表記について

法律や福祉制度では、漢字を用いて「障害」としてはいますが、障がいのある人やその家族の中には、「害」という表現に抵抗のある人もいます。これらを踏まえ、本計画では法律や制度等で用いているものを除いて「害」の漢字をひらがなで表記しています。

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年度に「第1期中泊町障害福祉計画」を策定して以降、障がいのある方がその人らしく安心・豊かな生活を送ることができる環境づくりの実現を目指し、障がい者福祉の充実に向けた取り組みを行ってきました。

この間、国においては障がいのある方に関する様々な制度の改革に向けた検討が進められ、これまでに多くの関係法令が可決・成立しました。平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など障がい者に対する差別の解消に向けた取り組みが進められています。そして「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正が行われ、障がい者の労働環境の改善や雇用の場の確保が期待されています。また、平成30年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）と「児童福祉法」が一部改正されることとなりました。これにより、生活や就労に対する支援をより一層充実させることを目標としたサービスの創設、既存のサービスの充実、障がい児への支援の拡充が図られています。

この度、現行の「中泊町第4期障害福祉計画」が最終年度を迎えたことから、障がい者を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ、「中泊町第3次障がい者計画」との整合性を図りながら、次期計画として「第5期障がい福祉計画」を策定します。また、児童福祉法の改正に伴い、障がい児福祉計画の策定が新たに義務付けられたことから、この計画は「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス等の具体的な数値目標を設定するとともに、施策の推進についての取り組みを定めるものです。

2 計画の位置付け

●法令根拠

「中泊町障がい福祉計画」は、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく市町村障害福祉計画で、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービス、計画相談支援及び地域生活支援事業の必要見込みを示し、障がい福祉サービスなどに関して数値目標など具体的な内容を定めます。

また、「中泊町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害児福祉計画で、児童福祉法に規定する障がい児通所支援及び障がい児相談支援の必要見込みを示し、障がい児通所支援などに関して数値目標など具体的な内容を定めます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）
第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

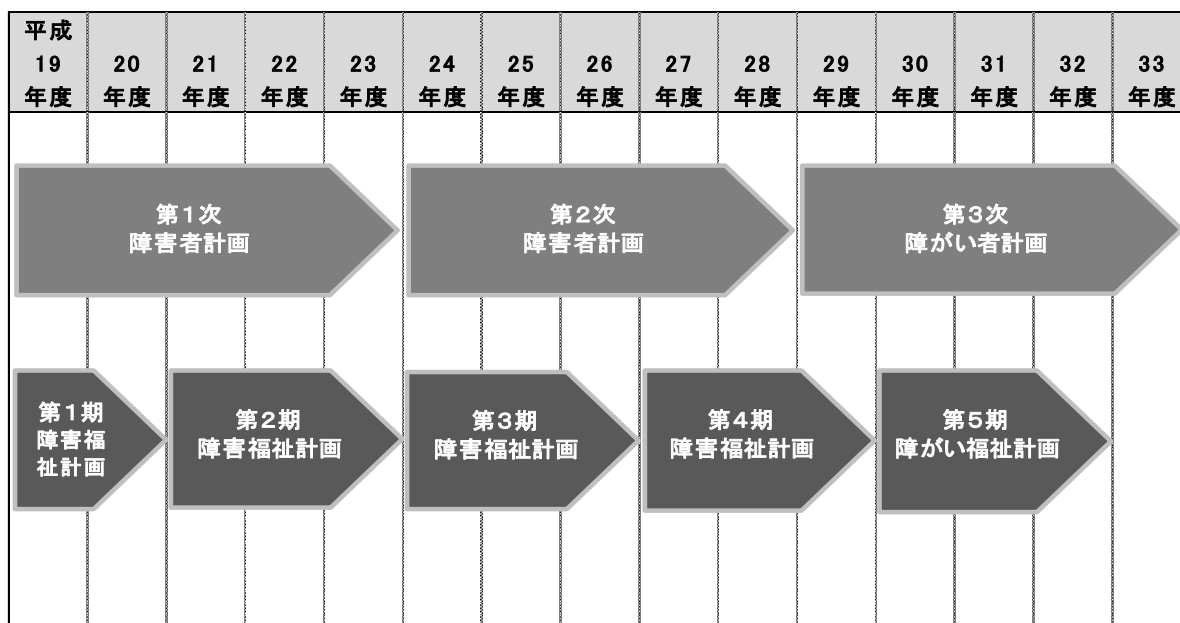
児童福祉法（抜粋）
第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

●町政における位置づけ

町政運営の最上位計画である「中泊町長期総合計画」の部門別計画として「中泊町障がい者計画」があり、そのサービス実施計画として「中泊町障がい福祉計画」及び「中泊町障がい児福祉計画」を定めます。

3 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間は、国の指針において3年間とされていることから、本計画は平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口構成

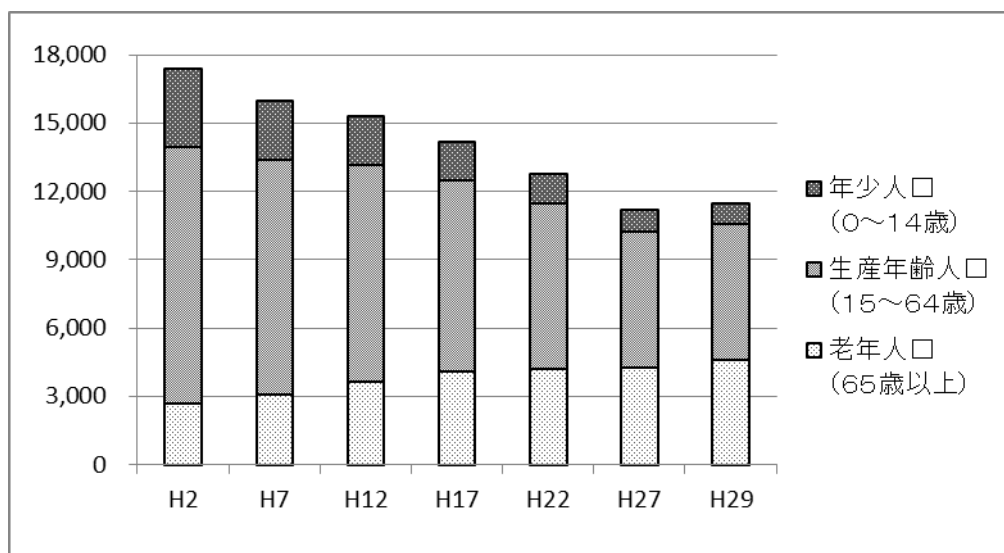
本町の総人口は、合併時の平成17年は14,184人であり、以降減少傾向にあります。

人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
年少人口 (0～14歳)	3,387	2,638	2,139	1,682	1,277	960	926
生産年齢人口 (15～64歳)	11,302	10,280	9,536	8,430	7,257	5,921	5,975
老年人口 (65歳以上)	2,665	3,080	3,650	4,072	4,209	4,283	4,574
総人口	17,354	15,998	15,325	14,184	12,743	11,187	11,475

※国勢調査 各年10月1日現在（総人口には年齢不詳を含む）

※平成29年の数値は住民基本台帳より10月1日現在



2 障がいのある人の状況

障がい手帳所持者数（身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数、重複含む）は、平成29年3月31日現在827人であり、人口11,475人のうち7%程度となっています。

（1）身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、前回計画時の平成26年3月31日時点の680人から、人口減少に伴い、現在611人となっています。

●身体障害者手帳所持者数

等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	13	18	2	3	8	1	45
	計	13	18	2	3	8	1	45
聴覚・平衡機能障害	児	0	1	0	1	0	0	2
	者	1	13	8	19	0	13	54
	計	1	14	8	20	0	13	56
音声・言語機能障害	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	0	0	6	1	0	0	7
	計	0	0	6	1	0	0	7
肢体不自由	児	2	0	0	0	0	0	2
	者	56	64	59	83	24	9	295
	計	58	64	59	83	24	9	297
内部障害	児	0	0	1	0			1
	者	134	3	37	31			205
	計	134	3	38	31			206
合計		206	99	113	138	32	23	611

平成29年3月31日現在

(2) 知的障がい者

愛護手帳の所持者数は112人となっており、前回計画時の128人から16人減少しています。内訳としてA判定の方よりB判定の方の人数が多くなっています。

手帳保持者のうち、福祉サービス利用者は61人、障がい児通所サービス利用者は4人です。

●愛護手帳所持者数

等級	男	女	合計	
A	児	3	3	6
	者	30	18	48
	計	33	21	54
B	児	6	6	12
	者	32	14	46
	計	38	20	58
合計	71	41	112	

平成29年3月31日現在

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、前回計画時105人からほぼ変わらず推移しています。

手帳保持者のうち、福祉サービス利用者は34人、障がい児通所サービス利用者は1人です。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別	男	女	合計
1級	20	27	47
2級	27	27	54
3級	1	2	3
合計	48	56	104

平成29年3月31日現在

(4) 難病等患者

難病患者には障がい者手帳等は交付されていませんが、現在把握している難病患者数としては、特定疾患医療受給者証所持者数が104人、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は4人となっています。

(5) 発達障がい等

発達障がいについては、身体障がいや知的障がいのような手帳制度がないため、正確な人数が把握できない状況ですが、乳幼児健診時などで言語聴覚士、発達相談員や保健師が関わり、サービス利用につながっています。

現在、児童発達支援と放課後等デイサービスを6人利用しています。

第3章 成果目標の設定

第3章 成果目標の設定

1 成果目標の設定について

本章では、国が定める基本指針に即して、平成32年度の数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する方の数を見込んだうえで、平成32年度末における施設入所者数と地域生活に移行する人数を目標値として設定します。

国の基本指針を踏まえ、本町においては平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数27人の2%にあたる1人を、施設入所者の減少数として設定します。

また、平成32年度末までに、平成28年度末時点の入所者数の9%にあたる3人を、地域生活に移行する人数として設定します。

●中泊町の目標値

項 目	数 値	備 考
平成28年度末時点の施設入所者数 (A)	27人	平成28年度末時点の実績
平成32年度末時点の施設入所者数 (B)	26人	平成32年度末時点の見込数
【目標】平成32年度末の削減見込者数 (A-B)	1人	A-Bの人数。 既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引きした見込数。 (国の目標:2%以上)
【目標】計画期間内に入所から地域生活に移行する人数	3人	平成28年度末時点の施設入所者数のうち、グループホームや一般住宅へ移行する人数の累計見込数。 (国の目標:9%以上)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針により、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本となりました。

今後は関係機関と協議し、連携して支援体制の構築を検討していきます。

また、長期入院精神患者の中には、地域の精神保健医療福祉体制を整備することで地域生活への移行が可能な人が一定数いると考えられます。県全体の平成32年度末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者見込数が示され、これにより見込まれる平成32年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）について、青森県障害福祉計画に基づき目標値を設定しました。

●中泊町の目標値

項 目	数 値
平成32年度末時点の地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数)	3人
うち、65歳以上	2人
うち、65歳未満	1人

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域移行を進めるため、次の機能を集約した拠点を整備していく必要があります。

【地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能】

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性、対応向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

本町では、平成32年度末までに、圏域の市町、障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の関係機関と協議し、圏域において地域生活支援拠点等の整備を目指していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を提供する施設）利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

本町では平成28年度中に一般就労に移行した方はいませんが、国の基本指針を踏まえ、平成32年度における一般就労への移行者の目標数を1人とします。

また、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末時点の利用者数1人から、2割以上にあたる2人に増やすことを目指します。

そして、就労移行支援事業所について、平成32年度末における就労移行率が3割を超える事業所の割合が、全事業所の5割以上となることを目指します。

加えて、新たに創設される就労定着支援を利用した方の1年後の職場定着率が8割以上となることを目指します。

●中泊町の目標値

項 目	数 値	備 考
平成28年度の一般就労への移行実績(A)	0人	平成28年度の実績
【目標】平成32年度中の移行者数	1人	平成32年度の年間見込数 (国の目標:Aの1.5倍以上)
平成28年度末時点の就労移行支援の利用者数(B)	1人	平成28年度の実績
【目標】平成32年度末時点の就労移行支援の利用者数	2人	平成32年度末時点の「就労移行支援」を利用する人数の見込数 (国の目標:Bの2割以上増)
【目標】就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合	5割以上	(国の目標:全体の5割以上)
【目標】就労定着支援利用者の1年後の職場定着率	8割以上	(国の目標:8割以上)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

本町では、障がい児支援の提供体制について、支援の中核となる拠点がいないため、児童発達支援センターの設置を目指します。

また、保育所等訪問支援を利用できる体制が整っていないため、事業者に開設について働きかけ、整備することを目指します。

そして、重度心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

加えて、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置について検討していきます。

いずれも圏域の市町、障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の関係機関と協議し、平成32年度末までの障がい児支援体制の整備を目指していきます。

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

主に自宅において提供される支援サービスです。

【訪問系サービスの概要】

名 称	内 容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、代筆・代読や移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護をします。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しく困難を有する人で、常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの1ヶ月あたりの見込量】

事業名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	13	15	17	19
	利用時間 (時間/月)	114	165	187	209

(2) 日中活動系サービス

施設などを利用し、主に昼間に提供される支援サービスです。

【日中活動系サービスの概要】

名 称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人等に対し、昼間、施設において、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的・精神障がい者に対し、昼間、施設において、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(宿泊型)	知的・精神障がい者に対し、居室等の設備の利用とともに日常生活能力の向上のための支援、生活に関する相談、助言等を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就業に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、職場・家族・関係機関との連絡調整や、生活リズムや体調などに関する指導や助言を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業での就業が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。(雇用型)
就労継続支援(B型)	一般企業での就業が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。(非雇用型)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関にて機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【日中活動系サービスの1ヶ月あたりの見込量】

事業名	単位	実績見込	見込量			
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
生活介護	利用者数 (人/月)	52	54	56	58	
	見込量 (人日/月)	951	972	1008	1044	
自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人/月)	1	2	3	4	
	見込量 (人日/月)	5	4	6	8	
自立訓練(生活訓練)	利用者数 (人/月)	5	7	8	9	
	見込量 (人日/月)	58	91	104	117	
就労移行支援	利用者数 (人/月)	1	2	3	4	
	見込量 (人日/月)	20	42	63	84	
就労定着支援	利用者数 (人/月)		0	1	1	
就労継続支援(A型)	利用者数 (人/月)	7	8	9	10	
	見込量 (人日/月)	108	136	153	170	
就労継続支援(B型)	利用者数 (人/月)	27	29	31	33	
	見込量 (人日/月)	567	609	651	693	
療養介護	利用者数 (人/月)	3	4	4	4	
短期入所(福祉型)	利用者数 (人/月)	6	7	8	9	
	見込量 (人日/月)	136	182	208	234	
短期入所(医療型)	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	
	見込量 (人日/月)	0	0	0	0	

(3) 居住系サービス

施設などにおいて、主に夜間や休日に提供される支援サービスです。

【居住系サービスの概要】

名 称	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的・精神障がい者に、一定の期間、定期的な巡回訪問などにより支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【居住系サービスの1ヶ月あたりの見込量】

事 業 名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)		2	3	4
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	31	34	37	41
施設入所支援	利用者数 (人/月)	27	27	26	26

(4) 相談支援

障がい福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービスです。

【相談支援の概要】

名 称	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がいのある人に対し、サービス等利用計画等を作成し、サービス提供事業所との連携を図りながら一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活へ移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身で生活している障がい者や、家族の支援が受けられない障がい者等に対し、常時連絡できるよう体制を確保し、緊急時の相談や必要な支援を行います。

【相談支援の1ヶ月あたりの見込量】

事 業 名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	25	26	28	30
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	1	2	3
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	1	2	3

(5) 障がい児通所支援サービス等

障がい児を対象に、施設などを利用し、昼間に提供される支援サービスです。

【障がい児通所支援サービスの概要】

名 称	内 容
児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	医療的管理下での支援が必要な肢体不自由障がいのある児童に対し、治療及び日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業終了後や学校休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等を利用している障がい児に対し、障がいのない児童との集団生活に適応するための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのため外出が著しく困難で、障がい児通所支援の利用が出来ない障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所サービスを利用する障がい児に対し、障がい児支援利用計画等を作成し、サービス提供事業所との連携を図りながら一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。

【障がい児通所支援サービスの1ヶ月あたりの見込量】

事業名	単位	実績見込	見込量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	1	1	2	3
	見込量 (人日/月)	5	5	10	10
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0
	見込量 (人日/月)	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	5	5	5	4
	見込量 (人日/月)	60	60	60	50
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0
	見込量 (人日/月)	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)		0	0	0
	見込量 (人日/月)		0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	2	2	2	2

【見込量確保のための方策】

- ・ 訪問系サービスについては、安定して必要な量のサービス提供ができるよう、サービス提供事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るよう働きかけます。
- ・ 日中活動系サービスについては、日中活動を支援するサービスは障がいのある人たちの様々なニーズに対応できるよう日中活動の場の確保に努めるとともに、サービス提供事業所のサービス拡充を促していきます。
- ・ 居住系サービスについては、利用ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業所へ情報提供をし、グループホームの整備を促し必要量の確保に努めます。
- ・ 相談支援については、サービス提供事業所と連携し、サービスが円滑に提供されるように体制の充実に努めます。また、自立支援協議会での研修等を通じ人材育成が促されることでサービスの充実が図られることから、自立支援協議会との連携を密にしていきます。
- ・ 障がい児通所支援サービスについては、障がい児等が身近な地域で支援を受けられるよう、サービス提供事業所と連携してサービスの充実を図ります。また、母子保健、教育等の関係機関と連携を図り切れ目なく適切な支援を継続して行える体制を構築し、現在はサービス提供体制が整っていない事業もあることから、事業所に開設を働き掛け、ニーズに対応できるよう整備に努めます。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

地域の特性やサービスを利用者する人の状況に応じて自治体を実施する事業です。

① 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

名 称	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行い、地域社会への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

【サービスの見込量】

事 業 名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
理解促進研修・啓発事業	実施 (有 無)	無	検討	有	有

② 自発的活動支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

【サービスの見込量】

事 業 名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自発的活動支援事業	実施 (有 無)	有	有	有	有

③ 相談支援事業事業

【事業の概要】

名 称	内 容
相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、サービス利用支援等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に得に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、専門的な指導や助言を実施することで、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業(住居サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援をします。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績見込	見 込 量			
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
相談支援事業	相談支援事業	設置数 (箇所)	3	3	3	3
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施 (有 無)	無	検討	検討	有
	住宅入居等支援事業(住居サポート事業)	実施 (有 無)	無	無	検討	有

- ④ 成年後見制度利用支援事業
成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的・精神障がい者に対して、利用支援を行い、権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援し、権利擁護を図ります。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 (人/月)	0	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	利用者数 (人/月)	0	0	0	1

- ⑤ 意思疎通支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、円滑な意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
意思疎通支援事業	利用者数 (人/月)	2	2	2	2

⑥ 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

名 称	内 容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することで自立した生活を促進します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるイスなどであって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動等の自立を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭など、情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ(人口肛門等)用装具など、排せつ管理を支援する衛生用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	住宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 (件数/年)	1	1	1	1
	自立生活支援用具 (件数/年)	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具 (件数/年)	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具 (件数/年)	1	2	2	2
	排泄管理支援用具 (件数/年)	192	232	272	320
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費) (件数/年)	1	1	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

名 称	内 容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うにあたって必要となる手話表現技術を習得した手話奉仕者を養成するための研修を行います。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
手話奉仕員養成研修事業	利用者数 (人/月)	0	0	1	1

⑧ 移動支援事業

【事業の概要】

名 称	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
移動支援事業	利用者数 (人/月)	3	3	3	3
	利用時間 (時間/月)	156	156	156	156

⑨ 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

名 称	内 容
地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。
I 型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。相談支援事業を合わせて実施又は委託を受けていることが要件です。
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。
III 型	地域の障がいのある人たちのための援護対策として、障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているものです。

【サービスの見込量】

事業名		単 位	実績見込	見 込 量		
			H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
セ 地 域 活 動 支 援 事 業	地域活動支援センター	設置数 (箇所)	1	1	1	1
		利用者数 (人/月)	0	0	0	0
	機能強化事業	利用者数 (人/月)	有	有	有	有

(2) 任意事業（その他事業）

当町では任意事業として以下の事業を行っています。

【事業の概要】

名 称	内 容
福祉ホーム事業	低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う事業者に対し、その運営を補助します。
生活支援事業(生活訓練等事業)	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練や指導を行うことで、生活の質向上を図ります。
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して日中活動の場を提供することにより、介護家族の一時的な休息等を確保します。
障害者自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業(社会参加促進事業)	障がいのある人に対し、自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加への促進を図ります。

【サービスの見込量】

事業名	単 位	実績見込	見 込 量		
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
福祉ホーム事業	利用者数 (人/月)	10	10	11	11
生活支援事業(生活訓練等事業)	利用者数 (人/月)	2	3	3	3
	利用時間 (時間/月)	50	75	75	75
日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	2	2	3	3
	利用日数 (人日/月)	6	6	9	9
障害者自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業	利用者数 (人/年)	0	1	0	0
	利用件数 (件数/年)	0	1	0	0

【確保のための方策】

- ・ 理解促進研修・啓発事業については、地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。具体的には、障がい福祉のしおりやパンフレット等の作成を行います。
- ・ 自発的活動支援事業については、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行うため、障がい者団体への補助金交付、福祉バスの貸し出し等を行っています。
- ・ 相談支援事業については、事業を効果的に実施するため、相談支援事業所、サービス提供事業者、関係機関などとの連携を密にします。
- ・ 成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度の申し立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬を助成します。
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業については、本町では高齢者部門と一体的に実施していきます。
- ・ 意思疎通支援事業については、引き続き必要な量の確保に努めます。
- ・ 日常生活用具給付等事業については、しおり等により事業内容の周知に努めます。
- ・ 手話奉仕員養成研修事業については、教育機関と連携しながら手話講習会の開催・周知に努め、手話奉仕員の養成に努めます。
- ・ 移動支援事業については、個別的な支援が必要な障がい者に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）と、グループ活動等の複数の利用者に対する同時支援（グループ支援型）を行います。
- ・ 地域活動支援センター事業については、事業を継続するとともに、関係機関との連携を深め、利用を必要とする方へ情報提供し、利用の促進を図ります。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 連携体制の構築

この計画の推進にあたっては、本町のみならず、県や他市町村、社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等がそれぞれの役割を担い、相互に協力・連携をしながら実施に取り組んでいきます。

(2) つがる西北五広域連合地域自立支援協議会との連携

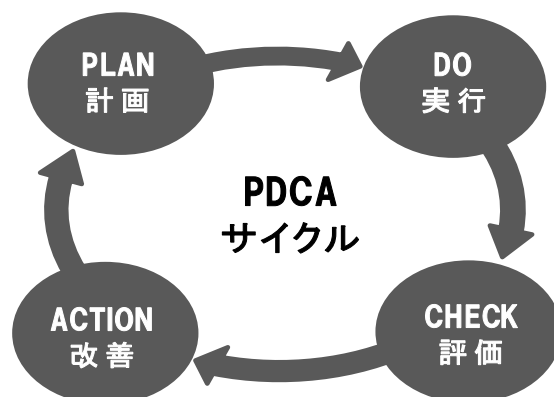
障がいのある人や、その家族、事業所等が抱える課題や、その課題から見えてくる地域の現状・課題を共有し、情報を交換するなどして連携を図ります。

(3) 制度の周知

障がいのある人にとって有益な情報を提供できるよう、窓口や文書・チラシにて制度の周知・啓発を図ります。また、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体と情報を交換し、相互に協力をしながら、計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理

自立支援協議会において、PDCA サイクルの考え方に基づき、両計画の成果目標や見込量等に関する実績や達成状況、実施状況の点検及び評価に基づき、改善等を行うこととし、計画の推進と進行管理を行い、本計画の円滑な運用を図ります。



「PDCA サイクル」とは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実績(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のプロセスを順に実施していくものです。

付属資料

参考資料 1

○中泊町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成19年1月23日

告示第10号

改正 平成27年2月4日告示第10号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき、中泊町障害者計画及び障害福祉計画を策定するため、中泊町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画の見直しに関すること。

(構成)

第3条 委員の定数は10人以内とし、次の者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉法人等の民間事業者
- (3) 受益者代表
- (4) その他町長が認める者

(組織)

第4条 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、策定委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、中泊町障害者計画及び障害福祉計画策定着手の日から完成した日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が召集する。

- 2 策定委員会の会議には、第3条に規定する者のほか、必要があると認めるときは関係者

の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(費用の弁償)

第7条 委員及び関係者が会議に出席した場合には、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年中泊町条例第33号)の規定に準じて報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成27年2月4日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

参考資料 2

○中泊町地域福祉施策推進協議会設置要綱

平成28年9月21日

告示第92号

(設置)

第1条 中泊町地域福祉計画の策定及び障害者、高齢者、子ども・子育て等の関連する各計画を策定するため、また、中泊町の地域福祉全般の施策推進に関し、重要な事項について協議するため中泊町地域福祉施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議等を行う。

- (1) 障害者差別解消支援に関すること。
- (2) 障害者計画の策定に関すること。
- (3) 障害者福祉計画の策定に関すること。
- (4) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (6) 老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (7) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (8) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (9) 地域の社会資源の開発及び強化に関すること。
- (10) その他協議会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 協議会は、委員27名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会代表者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 身体障害者福祉団体関係者
- (4) 社会福祉事業関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 子ども関係団体関係者
- (8) 関係行政職員

(9) その他町長が必要と認めた者

- 3 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員がその本来の職を失ったときは、前2項の規定にかかわらず、その職を失う。
- 6 協議会に、次の部会を置く。

(1) 地域福祉、高齢・障害者支援部会

(2) 子ども・子育て支援部会

(会長・部会長)

第4条 協議会に会長及び部会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会委員の互選により選任する。
- 6 部会長は、部会務を総理し、部会を代表する。
- 7 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(費用の弁償)

第7条 委員及び関係者が会議に出席した場合においては、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年中泊町条例33号)の規定に準じて報酬及び費用弁償を支給するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、町長が招集する。
- 3 中泊町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成19年中泊町告示第10号)及び中泊町老人福祉計画及び介護保険事業計画設置要綱(平成17年中泊町告示第29号)の設置事項を第3条第6項第1号地域福祉、高齢・障害者支援部会が兼ねることができる。
- 4 中泊町子ども・子育て会議条例(平成25年中泊町条例第23号)の設置事項を第3条第6項第2号子ども・子育て支援部会が兼ねることができる。

参考資料 3

中泊町地域福祉施策推進協議会 地域福祉、高齢・障害者支援部会名簿
 (中泊町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会名簿)

選 出 区 分	職 名	氏 名
町議会議員	民生文教常任委員長	荒関 富雄
社会福祉関係団体	民生・児童委員協議会会長	川島 久幸
	老人クラブ連合会会長	中村 盛江
身体障害者団体	身体障害者福祉会 会長	澤田 一義
	あじさいの会 会長	大西 百合子
社会福祉事業関係者	内潟療護園(障害者施設) 園長	太田 正仁
	包括支援センター所長	對馬 勝子
	社会福祉協議会事務局長	藤森 裕実
	静和園(特養) 園長	今 忠
保健・医療関係者	武田診療所 所長	市村 博
	町民課 副参事	阿部 明
教育関係者	町校長会会長	三浦 郁夫
町行政職員	副町長	横野 彰吾
	町民課長	太田 忠義
一般町民	一般町民(被保険者 小泊)	磯野 とし子

発行：平成30年3月

発行者：青森県中泊町

編集：中泊町役場 福祉課

〒037-0392

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209 番地

TEL：0173-57-2111（代）

FAX：0173-57-3849